

公的統計の整備に関する業務の実施状況等について

1 検査の要請の内容

本院は、内閣、内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等を対象に、①公的統計の整備に関する業務の実施体制、②公的統計の整備に関する業務の実施状況及び予算の執行状況、③公的統計に対する点検検証の取組状況、④公的統計の利用状況を検査し、その結果を報告することを求める要請を受けた。

2 検査の結果の主な内容

本院は、上記要請の公的統計の整備に関する各事項について、①各府省等における公的統計の整備に関する業務の実施体制はどのようにになっているか、各府省等と地方公共団体との連携はどのようにになっているか、②公的統計の整備に関する予算の執行状況はどのようにになっているか、同業務の実施状況はどのようにになっているか、平成31年1月に明らかになった厚生労働省所管の毎月勤労統計調査(基幹統計調査)^(注2)における不適切な取扱い(以下「毎勤不適切事案」)によって発生した雇用保険等の追加給付の実施状況等はどのようにになっているか、③公的統計に対する点検検証等の取組状況はどのようにになっているか、④公的統計の利用状況はどのようにになっているか、統計法(以下「法」)に基づく二次的利用の状況はどのようにになっているかに着眼して検査した。検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(注1) 公的統計 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関又は内閣の所轄の下に置かれる機関等、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計

(注2) 基幹統計調査 行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査(法第2条第5項)とされている統計調査のうち、基幹統計の作成を目的とするもの

(1) 公的統計の整備に関する業務の実施体制

各府省等において統計業務を本務とする職員の人数をみると、総務省の公表資料では24年度では2,047人、直近5か年度では27年度1,938人、28年度1,899人、29年度1,904人、30年度1,947人、令和元年度1,953人となっており、平成28年度までは24年度と比較して減少して推移し、29年度は28年度と比較して微増となっている。30年度には統計改革の推進に必要な体制の整備等のために、内閣府等3府省の人員が増員されるなどしている。

統計主管課の統計専任職員に係る人件費等の費用は法定受託事務として国がその全額を支出している。統計専任職員の実際の配置職員に係る人件費をみると、統計作成に係る業務の必要性等のため統計調査事務地方公共団体委託費(以下「事務委託費」)により措置される総務大臣の定めた職員数を上回る数の職員を配置していたり、事務委託費の算定基準となる職員の等級と実際に配置されている職員の等級との相違が生じていたりすることもあって、27年度から令和元年度までの11都道府県における統計主管課の人事費は、人件費に係る国からの事務委託費の額を上回っていた。統計主管課の人事費に対する都道府県の負担割合について、5か年度の計でみると18.8%から34.6%となっていて、これらの財源には都道府県予算が充てられていた。

(注3) 統計業務 法に基づく公的統計の作成・提供、統計調査及び統計情報処理に関する理論又は技術の研究その他統計の作成を円滑にする目的をもって行うなどの業務

(注4) 統計業務を本務とする職員 統計業務を専担とする職員又は統計業務と統計業務以外の業務とを兼務する職員のうち統計業務を本務とする職員(統計調査員、非常勤職員及び臨時職員を除く。)

(注5) 統計主管課 都道府県に設置された国の統計調査に関する事務を集中的に処理する部署

(注6) 統計専任職員 都道府県に置かれている国の統計調査に従事する地方公務員

(注7) 統計調査事務地方公共団体委託費 統計調査事務地方公共団体委託費取扱要綱に基づき総務大臣の定めた職員数を基に算出した人件費等の額により交付されるもの

(2) 公的統計の整備に関する予算の執行状況及び同業務の実施状況

11府省等の平成27年度から令和元年度までの統計調査及び統計に関する事業に係る予算の執行額は計2227億円となっており、当初予算額に、補正予算額、流用等増減額及び繰越額を加除し

^(注8)

た予算現額計2349億円に対して94.8%となっていた。また、上記の予算現額2349億円と執行額227億円との差額122億円については、間接費等として統計以外に係る経費と合わせて執行されたり、^(注9)不用額となっていたりしていた。

調査計画に定められた調査方法と各統計調査の実態との整合性が取れていないのに、毎勤不適切事案を受けて、平成31年に、各府省等が56基幹統計及び232一般統計調査について実施し、その結果を総務省政策統括官(統計基準担当)(令和3年7月1日以降は総務省政策統括官(統計制度担当))。以下「総務省政策統括官」)が取りまとめた一連の自己点検(以下「31年の一斉点検」)において報告されていないものがないかなどについて11都道府県等において検査したところ、4府省が所管する8統計調査を実施した全ての年度において、調査計画では調査票の提出方法として郵送が定められていないにもかかわらず、調査対象者の要望があった場合等に郵送により調査票の提出を受けるなどしている状況が見受けられた。

調査員基本情報(調査員の氏名等)、調査従事実績情報等を登録して管理することができる調査員管理システムの利用状況について、調査員管理システムのアクセス権が付与された一般ユーザのIDが発行されていた312地方公共団体のうち、5道府県及び43市区町の計48地方公共団体において検査したところ、調査員管理システムを利用して調査員名簿の管理等を行っていると認められる地方公共団体は、1府及び5市町の計6地方公共団体(12.5%)となっていて、調査員管理システムの利用が低調となっていた。

厚生労働省において、雇用保険等の追加給付の実施状況をみたところ、3年3月末時点では、雇用保険、労働災害補償保険及び船員保険の追加給付の人数並びに追加給付費等は、それぞれ延べ13,405,875人、188億7867万円(平成31年1月末時点における追加給付の試算額に占める割合63.8%)、延べ347,339人、180億6087万円(同70.7%)及び延べ10,279人、14億8556万円(同85.8%)、雇用調整助成金の追加給付の対象件数及び追加給付費等は、延べ170,334件、11億2491万円(同34.7%)であり、これらの追加給付費等の合計は、395億5002万円(同65.8%)であった。

(注8) 統計に関する事業 加工統計(他の統計を加工することにより作成される統計)の作成、統計情報の電子化、研究開発、広報等の統計に関する周辺事業

(注9) 調査計画 統計調査の実施に関する全体像について、具体的には、法第9条第2項各号(法第19条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項について明らかにしたもの

(注10) 基幹統計 ①国勢統計、②国民経済計算及び③行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計等に該当する統計として総務大臣が指定する統計

(注11) 一般統計調査 行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のもの

(3) 公的統計に対する点検検証の取組状況

31年の一斉点検において、不適切な対応があったとされた179統計調査のうち、中止予定又は1回限りの実施とされている11統計調査を除いた168統計調査に係るその後の対応状況について検査したところ、令和2年11月時点で、109統計調査が「対応済」となっていた。一方、「対応中」が42統計調査、「対応予定」が17統計調査、「検討中」が1統計調査となっていた。これらについては、次回の統計調査で「対応済」となる予定であるとされたり、新型コロナウイルス感染症等の対応のために対応が延期されたりしているなどとされていた。

(注12) 複数の対応状況に重複して計上されている統計調査が含まれていることから、各対応状況の統計調査数を合計しても168統計調査にならない。

(4) 公的統計の利用状況

政府統計の総合窓口(以下「e-Stat」)において登録されている統計データの数は、元年度末現在において628となっていた。平成30年に変更された第Ⅲ期の公的統計の整備に関する基本的な^(注13)計画(以下「第Ⅲ期基本計画」)によれば、同年以降、一般統計調査のほか、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録することとされている。また、データ抽出、レイアウト変換、グラフ作成等のデータ分析に容易に利用できる構造に設計された統計情報データベー

スへのデータ登録を計画的に実施することとされている。しかし、令和2年9月末時点において公表期限を経過した調査結果等について、e-Statへの登録状況を確認したところ、調査結果等が一切登録されていないものが13府省等において281統計等(4一般統計調査及び277業務統計等)見受けられたほか、直近の調査結果等が登録されていないものが5省において32統計等(1基幹統計、15一般統計調査及び16業務統計等)となっていた。さらに、登録方法別の登録数をみると、元年度末時点において、xlsx、CSV、XML又はPDF形式で、統計作成府省等の作業意図に沿って作成された統計表ファイルとしての登録数は627統計等となっていた。一方、統計情報データベースとしての登録数は261統計等となっており、登録のためにデータを加工する作業が必要になることなどから、統計表ファイルとしての登録数に比べて少なくなっていた。

独立行政法人統計センター(以下「統計センター」)において、統計データ利活用センターのオンライン施設における調査票情報の提供(以下「オンライン利用」)の状況を確認したところ、オンライン施設に設置されたパーソナルコンピュータのログイン件数をみると、利用が進んでいるとはいえない状況と思料された。^(注15)

(注13) 公的統計の整備に関する基本的な計画　　公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法第4条に基づき政府が定める計画

(注14) 業務統計　　業務データを集計することにより作成される統計

(注15) 統計データ利活用センター　　平成30年4月に、先進的なデータ利活用の推進拠点として和歌山県和歌山市に設置された施設

(注16) オンサイト施設　　情報セキュリティが確保された環境で、許可を受けた研究者が調査票情報を用いて、独自の集計・分析を行うことができる専用室。30年4月に統計データ利活用センターにオンラインサイト施設としての機能を持たせている。また、令和元年度から、総務省及び統計センターと連携する国立大学法人等に設置されている。

3 検査の結果に対する所見

公的統計は、国及び地方公共団体の政策運営のみならず、事業者及び国民の意思決定に不可欠な情報であり、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することは政府の基本的な行政サービスの一つであり、極めて重要なものである。一方で、厚生労働省による毎勤不適切事案を始めとする不祥事により、雇用保険等の追加給付による追加的な費用が生じたり、それらを踏まえて実施された31年の一斉点検の結果、多くの統計調査において問題が見受けられたりしたことなどから、国民の政府統計に対する信頼を大きく損なう結果となっており、一刻も早い信頼の回復に努める必要がある。

については、総務省、厚生労働省、その他の各府省等、統計センター等は、次の点に留意するなどして、公的統計の整備を適切かつ効果的に実施するよう努める必要がある。

ア　総務省政策統括官においては、調査計画と異なる調査方法により調査を行っている実態が常態化していないか、今後、各府省等が実施する統計調査について、調査方法等の実態把握を行い、調査計画の変更又は調査方法等の見直しが想定されるなどの事態が見受けられた場合には、その結果を踏まえ、適正化に努めること

イ　総務省においては、調査員管理システムの利用状況が低調であることや、調査員管理システムを利用していない理由を踏まえて、地方公共団体への連絡調整会議等を通じて実情や課題を把握することにより、調査員管理システムの見直しも含めた今後の方策について速やかに検討すること

ウ　厚生労働省等においては、毎勤不適切事案によって発生した雇用保険等の追加給付等について、経費の節減等に留意しつつ、迅速かつ的確な追加給付等の実施に努めること

エ　各府省等においては、統計を作成している関係部門に対し、e-Statが国民にワンストップサービスを提供するためのポータルサイトとなっている趣旨を周知した上で、e-Statに調査結果等が登録されていない統計等については、登録の促進を図ること。また、第Ⅲ期基本計画において、統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施することとなっていることに鑑み、統計

表ファイルのみならず、利用者がシステムにおいて直接データを編集する機能を有する統計情報データベースとしての登録件数を一層拡充すること

才 総務省及び統計センターにおいては、第Ⅲ期基本計画において、調査票情報等の提供及び活用を推進するために、オンサイト利用について、利用拠点や利用可能なデータの段階的拡充に取り組むこととなっていることに鑑み、オンサイト利用が可能な統計調査数の目標を定めるなど、更なる利用促進のための取組を行うこと

本院としては、国による公的統計の整備に関する業務の実施状況等について、今後も注視していくこととする。